

副本

令和6年(ワ)第134号 自衛隊名簿提供違憲訴訟

原告

被告 国ほか1名

被告国第4準備書面

令和7年9月22日

奈良地方裁判所民事部合議1係 御中

被告国指定代理人

野口 弘 代

酒井 悠 代

奥野 彰 代

河野 大樹 代

岸野 友子 代

前田 真一 代

松本 旭史 代

藤平 雄大 代

井ノ口 哲也 代

桑畑 朋子 代

秋場 秀史 代

赤 迫 雅 行  代

井 上 靖 雄  代

児 玉 智 美  代

田 口 武  代

倉 田 崇 福  代

小 濱 剛 大  代

得 能 博 道  代

木 内 明 徳  代

坂 口 雅 俊  代

馬 場 拓 磨  代

佐 藤 美 鈴  代

夢 田 隈 百 恵  代

菅 原 大 義  代

小 野 慎 介  代

八 木 和 美  代

村 山 望  代

(目 次)

第1 被告国が個人情報を取得する場合の法的根拠に関する被告国側の説明に統一性がないとして、被告国の主張の信用性に疑問があるとする原告の主張には理由がないこと	4
1 原告の主張	4
2 被告国の主張	4
第2 個人情報保護法ガイドラインに基づく原告の主張には理由がないこと	8
1 原告の主張	8
2 被告国の主張	8
第3 被告国による個人4情報の保有及び利用が違法である旨の原告の主張には理由がないこと	8
1 被告国による本件募集対象者に係る個人4情報の保有が個人情報保護法6 1条1項に違反する旨の原告の主張には理由がないこと	8
2 被告国による本件募集対象者に係る個人4情報の利用が個人情報保護法6 2条の趣旨に違反する旨の原告の主張には理由がないこと	12
3 被告国による個人4情報の利用が個人情報保護法6 3条に違反する旨の原告の主張には理由がないこと	15
4 被告国による個人4情報の取得が個人情報保護法6 4条に違反する旨の原告の主張には理由がないこと	17
5 被告国による個人4情報の利用が個人情報保護法6 9条1項に違反する旨の原告の主張には理由がないこと	18
6 結論	19

被告国は、本準備書面において、2025年（令和7年）3月10日付け原告の第6準備書面（以下「原告第6準備書面」という。）及び2025年（令和7年）5月30日付け原告の第7準備書面（以下「原告第7準備書面」という。）に対し、必要と認める限度で反論する。

なお、略語等は、本書面で新たに定めるもののほかは、従前の例による。

第1 被告国が個人情報を取得する場合の法的根拠に関する被告国側の説明に統一性がないとして、被告国の主張の信用性に疑問があるとする原告の主張には理由がないこと

1 原告の主張

原告は、自衛官等や陸上自衛隊高等工科学学校（以下「高等工科学学校」という。）の生徒の募集対象者に係る個人情報を取得する場合の法的根拠について、島根地方協力本部（以下「島根地本」という。）及び東京地方協力本部（以下「東京地本」という。）が、自衛隊法29条1項、35条及び住基法11条1項が根拠となる旨説明しているところ、これらは、自衛官等の募集について自衛隊法97条1項及び同施行令120条を根拠とする旨の奈良地本の説明や、防衛省人事教育局人材育成課長及び総務省自治行政局住民制度課長による通知「自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について」（甲第3号証）と異なる上、各地方協力本部の間における解釈運用が区々となっていることは、「被告国の主張（引用者注：本件受領行為の法的根拠は、自衛隊法97条1項及び自衛隊法施行令120条である旨の主張）の正当性、信頼性に疑問を抱かせるものである」旨主張する（原告第6準備書面第5・7ないし9ページ）。

2 被告国の主張

- (1) 自衛官等の募集対象者に係る個人情報を取得する場合と高等工科学学校の生徒の募集対象者に係る個人情報を取得する場合とでは法的根拠が異なること
被告国が、募集対象者に係る個人情報を取得するに当たり、自衛官等の募

集対象者に係る個人情報を取得する場合と高等工科学学校の生徒の募集対象者に係る個人情報を取得する場合とでは、以下のとおり、法的根拠が異なる。

ア. 自衛官等の場合

自衛官等の募集対象者に係る個人4情報を、住民基本台帳の一部の写しにより取得する場合の法的根拠は、被告国第1準備書面第5の2(2)(16ないし20ページ)のとおり、自衛隊法97条1項及び同施行令120条であり、本件において、奈良地本が被告奈良市から、原告を含む本件募集対象者に係る個人4情報を住民基本台帳の一部の写しにより取得した場合の法的根拠も上記各規定である。

また、住基法11条1項は、国の機関が「法令で定める事務の遂行のために必要である場合」には、市町村長に対し、当該市町村が備える住民基本台帳のうち個人4情報に係る部分の写しを当該国の機関の職員で当該国の機関が指定するものに閲覧させることを請求することができる旨定めるところ、自衛隊法29条1項¹及び同法35条²に基づく自衛官等募集事務は、「法令で定める事務」(住基法11条1項)に当たるから、自衛官等の募集を所掌事務とする自衛隊地方協力本部(被告国第1準備書面第3の1(1)・7ないし9ページ)は、これらの規定に基づき、募集に係る「事務のために必要である場合」として、住民基本台帳のうち個人4情報に係る部分の写しを閲覧することによって募集対象者の個人4情報を取得することも可能である。

イ. 高等工科学学校の生徒の場合

これに対し、高等工科学学校の生徒は、自衛隊法97条1項に規定する自

¹ 自衛隊法29条1項は、「地方協力本部においては、地方における渉外及び広報、自衛官及び自衛官候補生の募集その他防衛大臣の定める事務を行う。」と規定する。

² 自衛隊法35条は、隊員の採用に関する規定であり、1項は、「隊員の採用は、試験によるものとする。ただし、試験以外の能力の実証に基く選考によることを妨げない。」と規定する。

衛官等、すなわち「採用後直ちに自衛官又は自衛官候補生となる者」(被告第1準備書面第6の2(2)イ・23ページ)には該当しないため、その募集対象者に係る個人情報を取得する際には、自衛隊法97条1項及び同施行令120条が適用されない。

そのため、高等工科大学の生徒の募集対象者に係る個人情報を取得する場合には、自衛隊法29条1項及び同法35条の規定に基づく募集事務として、住基法11条1項に規定する「法令で定める事務の遂行のために必要である場合」として、住民基本台帳の一部の写しの閲覧を通じて入手することになる。

(2) 募集対象者に係る個人情報を取得する際の法的根拠につき、被告国側は統一的な説明をしていること

本件の場合のように、奈良地本が、自衛官等の募集対象者である原告を含む本件募集対象者に係る個人情報4情報を住民基本台帳の一部の写しにより取得する場合に、自衛隊法97条1項及び同施行令120条がその法的根拠となることは、前記(1)アのとおりである。これに対し、原告が挙げる東京地本の場合(甲第41号証)のように、被告国が、高等工科大学の生徒の募集対象者に係る個人情報4情報を取得する場合は、前記(1)イのとおり、自衛隊法97条1項及び同施行令120条の適用場面ではないから、自衛隊法29条1項及び同法35条に基づく募集事務の遂行に必要な場合に当たるとして、住基法11条1項に基づいて住民基本台帳の一部の写しを閲覧することによって個人情報4情報を取得することになる。東京地本は、高等工科大学の生徒の募集の場合の個人情報の取得について、自衛隊法29条1項及び同法35条並びに住基法11条1項が根拠となる旨説明しているのであって、そもそも本件とは法の適用場面が異なるから、東京地本の上記説明をもって、奈良地本と異なる解釈運用がされているということにはならない。

また、島根地本は、自衛官等の募集のために、自衛隊法29条1項及び同

法35条並びに住基法11条1項に基づき、住民基本台帳のうち個人4情報に係る部分の写しの一部を閲覧する方法により個人4情報を取得しているが（甲第40号証・2枚目）、前記(1)アのとおり、自衛隊法97条1項及び同施行令120条を根拠とすることに加えて、上記自衛隊法29条1項等を根拠とする個人4情報の取得も可能であるから、後者により取得する島根地本の運用が、奈良地本と異なる解釈を前提としていることにはならない。

なお、茨城地方協力本部（以下「茨城地本」という。）が、高等工科大学の生徒の募集の際の個人情報の取得に係る法的根拠について、自衛隊法97条1項及び同施行令120条であると説明していたことがあったが（甲第42号証）、これは、本来、上記東京地本の説明のように、自衛隊法29条1項、同法35条及び住基法11条1項を根拠とする旨説明すべきところを、当初誤った説明がされたというものであって（茨城地本も住民基本台帳の閲覧による対応に改めているところである。丙第10号証）、上記茨城地本の事案があることをもって、法的根拠に関する被告国の立場に統一性がないということにはならない。

したがって、自衛官等及び高等工科大学の生徒の募集対象者に係る個人情報を取得する場合の法的根拠につき、各地方協力本部間の説明に上記のような違いがあることや防衛省陸上幕僚監部による説明との違いがあることは、上記のとおり理由に基づくものであって、被告国の説明に統一性がないという原告の指摘は当たらない。

(3) 結論

以上のとおり、被告国が、自衛官等や高等工科大学の生徒の募集対象者に係る個人情報を取得する場合の法的根拠について、被告国側において統一的な説明がされていないことを前提に、被告国の従前の主張（被告国第1準備書面第5の2・16ないし20ページ）の正当性を論難する原告の主張は、その前提を欠き、理由がない。

第2 個人情報保護法ガイドラインに基づく原告の主張には理由がないこと

1 原告の主張

原告は、①個人情報保護法ガイドライン（乙第2号証）に、「具体的な情報の利用又は提供に着目せず行政機関等の包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いは「法令に基づく場合」には当たらない。例えば、行政機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」等を定める条文に事務又は業務が列挙されていることのみでは（中略）「法令に基づく場合」には当たらない。」と記載されていることを根拠に、本件条例8条1項1号の「法令等の定めがあるとき」の解釈について、「個人情報の具体的な利用・提供を法律で許容している趣旨が読み取れる場合」に限られる旨述べた上で、②自衛隊法97条1項の規定は「個人情報の提供を許容する趣旨など読み取ることとはできない」として、自衛隊法97条1項及び同施行令120条は本件条例8条1項1号の「法令等」に該当しない旨主張する（原告第7準備書面第1の3(4)及び4・9ないし11ページ）。

2 被告国の主張

この点に関する被告国の反論は、令和7年9月22日付け被告奈良市第4準備書面2（2ないし4ページ）のとおりであるから、これを援用する。

第3 被告国による個人4情報の保有及び利用が違法である旨の原告の主張には理由がないこと

1 被告国による本件募集対象者に係る個人4情報の保有が個人情報保護法61条1項³に違反する旨の原告の主張には理由がないこと

³ 個人情報保護法61条1項は、「行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（中略）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。」と規定する。

(1) 原告の主張

原告は、①「自衛官及び自衛官候補生の募集事務は、個人4情報の提供を受け、ダイレクトメールを送ることなしには遂行できない業務などでは決してなく、被告国による原告を含む本件募集対象者に係る個人4情報の保有が、自衛官等の募集事務という「業務を遂行するため必要な場合」に該当しない、②本件覚書1条の「自衛隊法施行令第120条に基づく自衛官及び自衛官候補生の募集（以下「本業務」という。）のため」との記載からは個人4情報が具体的に何に使われるのかが特定できないから、被告国は、被告奈良市から原告を含む本件募集対象者に係る個人4情報を取得するに当たって、その目的を「できる限り特定」する義務も果たしていないとして、被告国の個人4情報の保有は、個人情報保護法61条1項に違反する旨主張する（原告第7準備書面第2の2・18ないし20ページ）。

(2) 被告国の主張

ア 原告の前記(1)①の主張は理由がないこと

(7) 「所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り」の意義

個人情報保護法61条1項が規定する「所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り」とは、「個人情報の保有が、法令の定める所掌事務または業務のうち、当該個人情報を保有することにより行おうとしている個別具体的な事務または業務の遂行に必要な場合に限定することを意味する」（丙第11号証・453ページ）とされる。

(4) 自衛官等の募集事務の遂行のため、募集対象者に係る個人4情報の提供を受ける必要がある場合に該当すること

自衛隊地方協力本部である奈良地本は、被告国第1準備書面第3の1(1)ウ(8及び9ページ)のとおり、自衛隊法24条1項4号及び同法29条並びに同施行令49条に基づき制定された地方協力本部訓令1条(3)項にいう「自衛官、自衛官候補生（中略）の募集に関する」事務をつ

かさどるものである（丙第1号証・2枚目）。

そして、同募集事務の一つである本件募集対象者に対する本件募集はがきの送付に当たっては、送付に直接に必要な氏名及び住所のほか、令和7年3月18日付け被告国第3準備書面（以下「被告国第3準備書面」という。）第2の4(2)（15及び16ページ）のとおり、生年月日及び性別の提供を受ける必要がある。

したがって、奈良地本が同募集事務を遂行するためには個人4情報を取得する必要がある、このことは、「当該個人情報を保有することにより行おうとしている個別具体的な事務または業務の遂行に必要な場合」に該当するから、「所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に」原告を含む本件募集対象者に係る個人4情報を保有したものであるといえる。

なお、これに対し、原告は、「募集事務は（中略）ポスター掲示、（中略）マスメディアを使った広報、就職情報誌による広告、SNSやホームページを使った広報活動などで通じて（引用者注：原文ママ）、行うことができる業務である。」とした上、政府答弁で示された調査結果を根拠に「実際に自衛官候補生として入省した人へのアンケート調査でも、初めて自衛官の募集を知った広告媒体として、ダイレクトメールと回答した人はわずか1.3%に留まっており（中略）ほとんど募集事務の役にすら立っていない」（原告第7準備書面第2の2(3)・18及び19ページ）として、本件募集はがきの送付のための個人4情報の保有が「所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合」に該当しない旨主張する。しかしながら、募集業務に当たっては、多様な媒体を駆使してあまねく情報を発信し、自衛官等の採用に結び付けることこそ重要であって、その媒体の一つとして、募集対象者宛てに募集案内はがきを直接送付することで、必要な相手に対してより確実に必要な情報を伝える広報活動を行うことができるのであるから、募集案内はがきを送付することが自衛官

等の募集のために有用かつ必要な事務であることは明らかである。現に、原告が指摘する調査結果（甲第32号証）によっても、自衛官等の募集があることを初めて知ったきっかけとして、募集案内はがきが他の数多くの媒体と遜色ない結果を出しているといえる。また、保護者が受け取る可能性のあるはがきによる募集案内は、他の方法により情報を得た対象者においても、応募をするかどうかを改めて保護者とともに検討するきっかけにもなり得るものであるから、本件募集案内はがきを本件募集対象者に送付することについて、「募集事務の役にすら立っていない」などと評価できるものではない。よって、原告の主張には理由がない。

イ 原告の前記(1)②の主張は理由がないこと

個人情報保護法61条1項が規定する「その利用目的をできる限り特定」とは、「個人情報の利用目的について、当該個人情報がどのような事務又は業務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的かつ個別的に特定」することをいう（乙第2号証・20ページ）。

この点、防衛大臣は、令和4年1月21日付けで、各市区町村長に対し、「自衛官募集等の推進について（依頼）」（丙第12号証）を発出し、「自衛官の募集環境が厳しい中、多くの募集対象者に自衛官という職業を知ってもらうため幅広く広報をしたいと考えており、募集対象者情報を入手し、広報資料の送付などを行って」いることを説明し、その上で、被告国第1準備書面第4の4（13ページ）のとおり、奈良地本は、同年12月8日付けで、被告奈良市に対し、「自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる募集対象者情報の提出について（依頼）」を発出し（甲第4号証）、利用目的について「自衛官及び自衛官候補生の募集事務の遂行のため」、提供を求める情報について「募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所」に限定している。このことから、奈良地本による自衛官等の募集対象者に係る個人情報4情報の保有は、広報資料の送付などの自衛官等の募集事

務の遂行のために限定されているといえるから、「個人情報の利用目的について、当該個人情報がどのような事務又は業務の用に供され、どのような目的に使われるかを具体的かつ個別的に特定」しているといえる（実際に、奈良地本が取得した原告を含む本件募集対象者に係る個人4情報は、募集事務の中でも、本件募集案内はがきを送付するという目的のみに使われている。）。

したがって、奈良地本は、原告を含む本件募集対象者に係る個人4情報の保有につき、「その利用目的をできる限り特定」したものだといえる。

ウ 小括

以上のとおり、奈良地本が、原告を含む本件募集対象者に係る個人4情報を保有したことは、個人情報保護法61条1項に反するものではないから、原告の前記(1)の主張には理由がない。

2 被告国による本件募集対象者に係る個人4情報の利用が個人情報保護法62条⁴の趣旨に違反する旨の原告の主張には理由がないこと

(1) 原告の主張

原告は、個人情報保護法62条が、個人情報取扱事業者の場合とは異なり、原則として特定人から個人情報を取得する際の利用目的を明示すべき場면을「本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するとき」に限定する趣旨について、「行政機関におけるすべての個人情報の利用目的は、すでに設置法等で明らかにされており、取得段階で改めてこれを本人に通知・公表する意義は乏しく、「行政機関においては、多くの場合に直接本人から個人情報を取得しているが、このような場合、本人は利用目的を容易に知り得る場合が多いこと、個人情報ファイル簿の閲覧・公

⁴ 個人情報保護法62条は、「行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。」と規定する。

表制度を設けており、また、本人から個人情報に直接書面で取得するとき利用目的を本人に明示することとしていることから、あらためて通知する必要はない」ものであるためと解した上で（原告第7準備書面第2の3(3)及び(4)・20及び21ページ)、「多くの国民が知らない方法で防衛省が現に個人4情報を利用している実態というのは個人情報保護法が許容している事態ではなく、したがって、被告国が被告奈良市から個人4情報の提供を受け、「募集目的」で利用しながら、これを各住民に通知していないのは同条の趣旨に反するものとして、違法である旨主張する（同第2の3(5)ないし(7)・21及び22ページ）。

(2) 被告国の主張

ア 個人情報保護法62条は、「本人から直接書面…に記録された当該本人の個人情報を取得するとき」に適用される規定であり、同条の違反はなく、また、同条の趣旨に違反する点もないこと

もとより、個人情報保護法62条は、本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、各号に挙げられた場合を除いて、あらかじめ、本人に対してその利用目的を明示しなければならない旨規定しているのであって、本件においては被告国が本人から個人4情報の提供を受けたわけではないから同条の適用はなく、被告国が被告奈良市から個人4情報の提供を受けたことについて同条に違反するということはおおよそ当てはまらない。

そして、個人情報保護法62条の趣旨については、「口頭により情報を取得した場合には、保有個人情報として保有されとは限らないのに対して、本人から直接、書面により取得した個人情報は組織共用される保有個人情報となるのが通常であり、また、個人情報ファイルを構成する可能性も大きく、以後の行政運営のための重要な資料として利用される」ことから、「本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合に

は、容易に利用目的を明らかにすることができることも考慮し」た上、「あらかじめ、本人が利用目的を認識することができるようにし、当該情報が予想外の目的に利用されるのではないかという本人の不安感を緩和することにあるとされている（丙第11号証・456ページ）。

このように本人から直接書面等に記録された個人情報を取得する場合に、利用目的を本人に明らかにすることの容易さも考慮した上で、本人の不安感を緩和しようとするところに本条の趣旨があることからすると、被告国が被告奈良市から個人4情報の提供を受ける本件のような場面においては、同条が前提とする場面とは異なり、利用目的を直接本人に対し明らかにすることが容易ともいえず、同条の趣旨に違反する点があるということとはできない。

イ そのほかの原告の主張について

なお、原告は、「防衛省は本情報（引用者注：本件名簿と思われる）に関する個人情報ファイル簿の作成もしておらず」として（原告第7準備書面第2の3(5)・21ページ）、被告国が個人情報ファイル簿の作成をしていないことが不当であるかのような主張をするが、被告国が個人情報ファイル簿の作成をしていないのは、本件名簿が1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイルであり（甲第7号証、丙第3号証）、このような個人情報ファイルについては、法令で定める事項を記載した帳簿（個人情報ファイル簿）の作成対象外とされていることによるものであるから（個人情報保護法75条2項1号及び同法74条2項6号）、作成していないことについて何ら不当とされる点はない。

ウ 小括

以上のとおり、奈良地本が、原告を含む募集対象者に係る個人4情報を利用したことは、個人情報保護法62条の趣旨に反するものではないから、原告の前記(1)の主張には理由がない。

3 被告国による個人4情報の利用が個人情報保護法63条⁵に違反する旨の原告の主張には理由がないこと

(1) 原告の主張

原告は、「自衛隊は、(中略) 網羅的に対象年齢の個人4情報を収集し」た上で、「募集相談員」(甲38)から得た対象者に関する情報とをデータマッチングさせ、自衛官又は自衛官候補生の候補者を絞り込み、勧誘活動を行うなどという」ことが「おそらく」行われていると思われ、また、少なくともこれらを誘発する危険性が非常に高いとして、被告国による個人4情報の利用が、「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法による利用にあたり」として、個人情報保護法63条に違反する旨主張する(原告第7準備書面第2の4(1)ないし(3)及び(5)・22及び23ページ)。

(2) 被告国の主張

個人情報保護法63条は、行政機関の長による個人情報の不適正な利用を禁止することを定めたものであるところ、同条の規定する「違法又は不当な行為」とは、「法その他の法令に違反する行為及び直ちに違法とはいえないものの、法その他の法令の制度趣旨又は公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認められない行為」をいい、具体的には、官報に掲載された破産者の個人情報本来の目的と乖離した目的でデータベース化されて不特定多数の閲覧に供されるような場合が想定されている(乙第2号証・22ページ、丙第11号証・458及び459ページ)。

奈良地本は、自衛官等の募集のために取得した個人4情報を利用して、募集対象者宛に募集はがきを送付したものであって、上記「違法又は不当な行為」を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用して

⁵ 個人情報保護法63条は、「行政機関の長(中略)、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人(以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。)は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。」と規定する。

ないから、奈良地本の上記行為について、個人情報保護法63条に反することはない。

原告は、奈良地本が、取得した個人4情報を募集相談員から得た情報と総合してさらに募集対象者を絞り込む等しているものと思われる旨述べるが、同行為が上記「違法又は不当な行為」に該当するとの原告の主張を前提としても、奈良地本においてそのような行為は行っておらず、また、奈良地本による個人4情報の利用行為が、募集相談員から得た情報と総合する行為を助長、誘発するおそれのあるものともいえないから、いずれにしても奈良地本の行為が同条に反するものとはいえない。

また、原告は、「自衛隊は、(中略)禁止されているはずの家庭訪問まで行おうといったケースもあ」る旨述べる(原告第7準備書面第2の4(2)・22ページ)。仮に原告が指摘する家庭訪問の事実があったとしても、自衛官の募集については職業安定法の適用が除外されると解釈されていることは原告も指摘するとおりであり(訴状第2章第4の3・11及び12ページ、原告第6準備書面第3の1・4及び5ページ)、いずれにしても、奈良地本が「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法」により個人情報を利用したものではないから、個人情報保護法63条に反するものとはいえず、原告の主張は理由がない。

さらに、原告は、奈良地本が、「(引用者注：本件募集案内はがきに)防衛大学校生や防衛医科大学校生についての募集までをも、個人4情報の利用にあて」た旨述べるが(原告第7準備書面第2の4(4)・23ページ)、これは、被告国第1準備書面第6の2(3)イ(24ページ)及び被告国第2準備書面第2の3(2)(6ページ)で述べたとおり、自衛隊法97条1項及び同施行令120条の趣旨に反するものではないから、これをもって被告国が「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法」により個人情報を利用したものではないことは明白である。

以上のとおり、奈良地本が原告を含む本件募集対象者に係る個人4情報を利用した行為は、個人情報保護法63条に反するものではないから、原告の前記(1)の主張には理由がない。

4 被告国による個人4情報の取得が個人情報保護法64条⁶に違反する旨の原告の主張には理由がないこと

(1) 原告の主張

原告は、被告国は、「本来であれば国会を通じて(中略)法律を制定又は改正したうえ」で自衛官等の募集対象者に係る「個人4情報の収集を開始すべきであった」にもかかわらず、「あえて閣議決定なる手法で自衛隊法97条1項の条文(中略)、施行令120条も曲解し」個人4情報を取得した旨述べ、これが「行政の恣意による個人情報の収集以外の何ものでもな」いから、「不正の手段により」個人情報を取得したものであるとして、個人情報保護法64条に違反する旨主張する(原告第7準備書面第2の5・23ページ)。

(2) 被告国の主張

本件受領行為は、本件条例8条1項1号の「法令等に定めがあるとき」に当たる自衛隊法97条1項及び同施行令120条に基づくものであり(被告国第1準備書面第5の2(2)・16ないし20ページ)、「偽りその他不正の手段により個人情報を取得し」たものではないから、奈良地本が原告を含む募集対象者に係る個人4情報を取得したことが、個人情報保護法64条に反するものではないことは明らかである。

したがって、原告の前記(1)の主張は理由がない。

なお、原告が主張する「閣議決定」(令和2年12月18日付け「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」(甲第2号証)を指すものと解する。)は、自衛官等の募集に関し必要な資料の提出を防衛大臣から求められた場合

⁶ 個人情報保護法64条は、「行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。」と規定する。

については、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることを「明確化し」たものであって、当該閣議決定によって防衛省による各都道府県市区町村長宛ての個人4情報の提供依頼が可能となったわけではない。

5 被告国による個人4情報の利用が個人情報保護法69条1項⁷に違反する旨の原告の主張には理由がないこと

(1) 原告の主張

原告は、自衛隊による募集対象者に係る個人4情報の収集は、その「目的が広範にすぎるのあり（引用者注：原文ママ）」、取得した個人4情報を自衛官等の募集だけでなく、「防衛大学校生、防衛医科大学校生への募集にも利用しており、目的以外の利用であって」個人情報保護法69条1項に違反する旨主張する（原告第7準備書面第2の6・24ページ）。

(2) 被告国の主張

しかしながら、前記1(2)イで述べたとおり、奈良地本は、募集事務のうち、広報資料の送付などに利用目的を限定しており、また、実際に、奈良地本が取得した原告の個人4情報は、募集事務の中でも本件募集案内はがきを送付するという目的のみに使われていることから、原告の主張するような「利用目的が広範にすぎる」とはいえないし、「目的以外の利用」ともいえない。なお、本件募集案内はがきに防衛大学校生及び防衛医科大学校生に係る記載を行ったことについて、目的外の利用に当たるものではないことは、被告国第1準備書面第6の2(3)イ(24ページ)及び被告国第2準備書面第2の3(2)(6ページ)で述べたとおりである。

したがって、奈良地本が、原告を含む本件募集対象者に係る個人4情報を利用したことは、個人情報保護法69条1項に反するものではないから、原

⁷ 個人情報保護法69条1項は、「行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」と規定する。

告の前記(1)の主張は理由がない。

6 結論

以上によれば、被告国による自衛官等の募集対象者に係る個人情報⁴の保有及び利用が、個人情報保護法61条1項、62条の趣旨、63条、64条及び69条1項に違反する旨の原告の主張はいずれも理由がない。

以上